

大阪府知事 橋下徹殿

「君が代」起立条例案 再考の嘆願書

2011年5月30日

宗教法人日本ホーリネス教団

教団委員長 郷家一二三

総務局長 島津 吉成

福音による和解委員会委員長 平野 信二

大阪府の再建のため、様々な面で慣例に縛られない改革を断行してこられた橋下府知事の奮闘に敬意を表します。しかし、このほど貴殿が率いる「大阪維新の会」が目指していると公表された、府内の公立学校の入学式などで「君が代」の斉唱をする際に教職員の起立を義務化する条例の制定については、是非とも再考していただきたく、次のような理由でここに具申いたします。

私たち日本ホーリネス教団は、宗教法人法の定めるところに従って設置し認証を受けた宗教法人です。大日本帝国憲法下の1942年、私たちの先達である日本基督教団第6部は同第9部と共に、所属の牧師たちが当時の治安維持法違反容疑に問われ、逮捕・拘禁されました。それはホーリネス系教会の牧師たちが説いていた「再臨信仰（キリストが世界の王として再び来られると信じる信仰の表明）」が、天皇を現人神とする当時の国体に反するとみなされたからでした。過酷な獄中の環境下で、中には獄死したり、出獄後に死亡したりした者たちもいます。これは法の濫用による思想・信条・人権侵害事件の一つとして、日本の歴史に汚点を残す出来事です。

その経験から、このたび貴殿と「大阪維新の会」が推進しておられる条例案に、私どもは重大な懸念を抱いています。貴殿はこの条例案について、「思想の問題ではない。規律の問題だ」と発言された旨が報じられていますが、次の諸点を熟考いただきたいと願います。

1. 条例案は「国旗国歌法」の趣旨に合いません

国旗及び国歌に関する法律は、「第1条 国旗は、日章旗とする」「第2条 国歌は、君が代とする」と定めるのみで、いかなる義務規定も存在しません。同法の審議過程で、ことに教育現場への押しつけが懸念された際に政府は、児童生徒に国旗国歌を強制するものではないことを明言しています。公立学校教職員に対して「国歌斉唱」時の起立を法的に義務化しようとする条例案は、この趣旨に照らしてそぐわないものです。現に、東京都では都教育委員会の「2003年10月23日通達」以降、公立学校教職員の大量処分を招くと共に、教育指導の名の下で、間接的に児童生徒にもそれを強要することが現実起きており、深刻な人権侵害を招いています。

2. 条例案は「教育公務員特例法」の趣旨に合いません

教育公務員特例法の服務規程（第18条）は国家公務員法に準じ、公立学校教職員の政治的中立を定め政治的行為を制限していますが、思想及び良心の自由（憲法第19条）、信教の自由（憲法第20条）を制限するいかなる規定も存在しません。入学式などで「国歌斉唱」時に不起立を実行している教職員は、個人の思想・信条によってそれをしているのであり、規律を重視するとしても、法令や職務命令等により個人の思想・信条を侵害して強制されることがあってはなりません。

3. 条例案は「日本国憲法」の趣旨に合いません

いかなる法律・条例も、国の最高位の法である憲法に準じなければならないことは言うまでもありません。日本国憲法は基本的人権を保障し、思想及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）

を定めています。自らの思想・良心・信仰に基づいて「国歌斉唱」時に不起立せざるを得ない教育公務員に、条例をもって起立を義務化し強要することは、これら憲法の規律に反し無効です。

以上、人権擁護の重要性を熟知しておられる法律家として、法の趣旨に鑑みて賢明な判断をされ、大阪府議会における「君が代」義務化条例案を再考し撤回されるよう、お願い申し上げます。